

環境影響評価調査計画書審査意見書

「(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト」環境影響評価調査計画書(以下「調査計画書」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和 55 年東京都条例第 96 号)第 46 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

記

第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：グローブライド株式会社
代表者：代表取締役社長執行役員 鈴木 一成
所在地：東京都東久留米市前沢 3 丁目 14 番 16 号
- 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) グローブライドみらいフィールドプロジェクト
種 類：工場の設置
- 対象事業の所在地
東京都東久留米市前沢 3 丁目 14 番 16 号

第2 意見

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見等を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地東側に隣接する南町通りは、道路幅員が狭く、周辺に住居が分布しているため、工事用車両の走行による大気汚染及び騒音・振動の影響が懸念されることから、周辺の交通量を十分に把握したうえで適切な環境保全措置を検討し、予測・評価を行うこと。

【騒音・振動】

本工場は 24 時間稼働であり、特に夜間における生活環境への配慮が求められることから、設備計画等を詳細に検討するとともに、施設や計画地周辺の状況を十分に把握できる調査地点を追加し、施設の稼働に伴う騒音・振動及び低周波音の予測・評価を行うこと。

【地盤、水循環 共通】

工事完了後の地下水の揚水に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度について、予測する事項として選定していないが、現況から約 1.5 倍の揚水量の増加を見込んでおり、地下水位低下の大きさによっては、その影響が計画地周辺に及ぶことが想定されることから、予測・評価を行うこと。

【水循環】

雨水の表面流出量が大きく変化しないことから、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度を予測する事項として選定していないが、雨水流出抑制施設等の詳細な計画が不明なことから、その内容を具体的に示すとともに、予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。